

活力ある水田農業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳ第2の1の（2）の水田収益力強化ビジョンに基づき、地域の農業経営の安定を図るため、市町村等（以下「事業実施主体」という。）が実施する、活力ある水田農業支援事業実施要領（令和4年5月20日付け食花第391号農政部長通知。以下「要領」という。）に基づき承認された事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）市町村が実施する別表に掲げる事業

（2）農業協同組合、農業法人及び営農団体が実施する別表に掲げる事業に対し市町村が補助する事業

(補助対象経費及びその補助率)

第3条 前条に規定する事業実施主体、補助対象経費及びこれらに対する補助率は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たり、事業実施主体の補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定する地方消費税率の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を市町村長に送付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更であって、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わないものについては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得した財産等については、管理規程を定め、財産管理台帳（様式第5号）を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。
- (5) 市町村が、市町村以外の事業実施主体が行う事業に対し補助する場合においては、前各号の条件を履行させるために必要な条件を付さなければならない。
- (6) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (7) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が、必要があると認める場合

には、市町村長に対し、概算払により交付することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第8条 市町村長は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 市町村長は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額の確定報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の額の確定通知書（様式第9号）により、市町村長に通知するものとする。

- 2 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（処分の制限）

第11条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産（以下「取得財産等」という。）については、知事が別に定める

期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（１）不動産及びその従物

（２）１件当たりの取得価格が５０万円以上の機械及び器具

（３）その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要であると認めたもの

２ 前項に規定する財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び農林畜産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）を勘案し、交付決定のときに示すものとする。

３ 事業実施主体は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第１０号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

４ 知事は、前項の承認をしようとするときは、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第１２条 補助金の交付を受けた市町村及び事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が５年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

（書類の提出）

第１３条 この要綱により提出する書類は、正副２部を管轄する市町村を経由し農務事務所に提出するものとする。ただし、複数の市町村を区域とする広域的な事業を実施する事業実施主体にあつては、代表者の住所を管轄する市町村及び農務事務所とする。

附 則

この要綱は、令和４年５月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 3 1 日から施行する。ただし、別表の改定規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。ただし、別表の改定規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助事業	事業実施主体	事業の内容	補助対象経費	補助率	重要な変更
1 戦略作物等生産力向上支援事業	市町村 農業協同組合 農業法人 営農団体	高品質米、水田における麦、大豆、加工用米、飼料作物、そばの導入、省力化、生産性の向上及び作付拡大に必要な機械・施設の整備を行う事業に対し助成する。	1 備品購入費（1点あたり5万円以上の物品に限る） 2 工事請負費 3 原材料費	県 1／3以内 市町村 1／6以上	(1) 総事業費の20%を超える増減の変更 (2) 補助対象経費相互間におけるいずれか低い額の20%を超える経費配分の変更
2 産地づくり対策促進事業	市町村	麦、大豆、加工用米、飼料作物、そばの定着と作付拡大を図るため、国の転作助成に対して上乗せ助成する。	1 補助金	10,000円／10a の1／2以内 (市町村・農業協同組合補助と同額とする)	(3) 事業の新設、追加又は廃止 (4) 事業実施箇所の変更 (5) 事業実施主体の変更 (6) 承認を受けた購入物品設置設備の変更